

徴集猶予のこと

荒木 肇

学校教育や公教育への批判、無責任な提言と似たものを感じました。それらは制度を知らない、あるいは制度への無関心からくる誤解や偏見が生んだものです。

■徴集とは役種の決定をいう

明治初めの徴兵令は1873(明治6)年に出されます。1927(昭和2)年に兵役法と変わります。目立つのは補充兵役の改正でした。1889(明治22)年の法律第1号第2条に「兵役ヲ分テ常備兵役後備兵役及国民兵役トス。常備兵役ヲ分テ現役及予備役トス」とあります。

教育史を学び始めた頃、教官から言われました。「制度を笑う者は制度に泣く」という言葉です。当時は、その深い意味を理解も出来ませんでした。むしろ目の前の教育現場のことを知ること、考えることが大事ではないかなどと反発さえ覚えたものでした。現在はなくなってしまうものなど、そんなことを知ったところで何になるのだとも思いました。

しかし、その後国民教育と軍隊とをわけ陸軍と国民教育との関わりを調べてゆくようになると「軍制を笑う者は軍制に泣く」という言葉が重くのしかかってきました。毎年夏になるとくり返されるテレビやマスコミの「終戦特集」や「軍隊への非難」などを見聞きする度に嫌悪感がつのつてきました。多くの批判や評価が、実にでたらめな思い込みや無知によるものと分かったからです。

当時の軍隊制度や社会の仕組みを無視した言説だらけでした。現在の

学校教育や公教育への批判、無責任な提言と似たものを感じました。それらは制度を知らない、あるいは制度への無関心からくる誤解や偏見が生んだものです。

とされてきました。この役種は現役に適する者であるのに「所要ノ現役兵員ヲ超過スル者ノ中」から選ぶとあります。第2補充兵役も12年4月です。海軍は第1補充兵役を終えた者が第2同になり、服役年限は11年4月になっていきます。服役年限は同じになりました。

その人員数はというと1917(大正6)年度では、陸軍現役約11万2000に対して補充兵役は16万3000となっています。海軍は現役2800、補充兵役3000でした。志願兵中心の徴兵に頼らない海軍らしい数字です。

陸軍兵科別では興味深いのが、輜重輸卒は現役が1万6000、補充兵役は6万3000という比率です。補充輸卒がざっと4倍もおりました。

では、どうして補充兵役がつけられたのでしょうか。「動員倍率」という用語がありました。平時部隊と戦時の動員部隊の人員数は大きく違いました。歩兵聯隊では、平時の3個大隊9個中隊が12個中隊になり、各中隊も定員が120名から180名にもなります。

この拡大率を動員倍率といいました。それが高くなると、予備・後備役の人員を召集するだけでは兵員が不足してしまふ。そこで戦争の長期化も予想されているし、戦時の損耗も考えられると補充兵が必要ではないかということになりました。

徴兵検査で決まるのが甲種・乙種合格などのランク付けだけという誤解がありますが、正確には役種の決定、現役か第1補充兵役、第2同かということでした。この役種の決定を「徴集」といいました。

よく戦記や学者の記述の中にも、「○○部隊に徴集された」などありますが、正確な言い方ではありません。なお、海軍には「入団」がよく使われます。海兵団に入ることから生まれた言葉ですが、兵役法の表では「入営」です。

■徴集猶予のこと

兵役法第41条に「徴兵検査ヲ受クベキ者」であつて勅令に定める学校に籍がある者は年齢が26歳までを限度として徴集を延期するとあります。徴兵検査を受けるべき者というのは満20歳で6年以上の禁固刑や懲役に処せられた者や、また陸海軍志願兵や同生徒などを除いた人です。

前科者は入れないというと驚く人もいますが、国民の義務を進んで果たすといった選ばれた名誉ある立場というのが当時の軍人でした。

兵役法施行令第100条には、具体的な学校種類とその延期期間が明記されています。生まれ月が問題になります。1月2日から4月1日までの出生者と、4月2日から1月1日までと区別されました。兵役年度と学校年度の違いはすでにご存じと思います。

高等学校高等科、大学予科では1月2日から4月1日生まれは22歳まで、4月2日から1月1日生まれは23歳までとなります。以下、同じです。師範学校、臨時教員養成所、青年学校教員養成所、実業学校教員養成所、専門学校、高等師範学校は23歳から24歳、大学学部在学中は24歳から25歳まで、大学医学部医学科は25歳から26歳までとなっています。

なお、これらの学校と同等とされた朝鮮総督、台湾総督、樺太厅长官、満洲国駐劄特命全權大使や各省大臣が所管した学校の在學生も同じです。これによって、少ない数ではありますが高専教育を受けた人には検査を受けることを猶予する制度があり

ました。学業の継続を重視するといった姿勢です。

■在学徴集延期臨時特例

1943（昭和18）年10月1日、勅令755号によって在学徴集延期臨時特例が出されます。「戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合」は陸軍大臣、文部大臣が定めて短縮することができるという規定にのっとった施策です。こうして多くの学徒はすぐに検査を受けて、徴集（役種の決定）を受けることになりました。続いて、11月13日のことです。陸軍省令で「入営延期」の措置が取られます。ただし適用を受ける「科」については別に告示されました。

高等学校高等科、大学予科在學生は20歳と21歳、師範学校などは21歳と22歳、専門学校・大学学部は22歳と23歳、医学部医学科は23歳と24歳まででした。続いて出されたのが、理工系と医科系の入営延期措置でした。したがって文科系、商業、文学、芸術、法学、経済などの学生は延期されずに、ただちに入営しました。

有名な雨中で行進する神宮外苑の学徒出陣の映像は10月21日のことでした。

入営延期を許された学校、この規定も陸軍省告示で残っています（1944年5月）。大学院生と研究所の特別研究生、帝国大学医学部、高等学校高等科の理科、北海道帝大予科、医学専門学校、理科系専門学校、高等師範学校等、宮内省所管学習院高等科理科、農商務省所管水産講習所漁撈科・製造科などです。徴集が終わり、入営することが決まっても修学が終わるまで入営を延期できました。

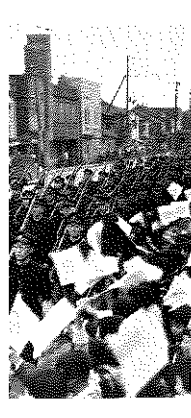
■一年志願兵と幹部候補生

陸軍では幹部とは判任官以上、つまり伍長以上の下士官と准士官、尉官・佐官・将官を指しました。幹部候補生というのは予備役の下士官以上の候補者をいいます。甲種と乙種に分けられ、将校が前者、下士官が後者です。徴兵令では一年志願兵といわれた予備幹部養成課程は、兵役法で幹部候補生と名前を変えました。

一年志願兵制度はドイツ風の仕組みでしたが、わが国では米国の予備将校訓練制度（R・O・T・C）を参考に研究を重ねました。中等学校以上には文部省の要請によって現役将校が配属されました。

このことも戦後の学界などでは、軍縮によってポストを失う現役将校の救済という解釈が多くされてきました。陸軍内部では反対意見が多かったことが『偕行社記事』からもうかがうことができます。

学校教練は正規の授業であり、卒業時には検定を受けました。この合格者は入営すると、幹部候補生の受験資格がありました。専門学校卒は10カ月、中卒は1年間の教育を受け、終末試験の成績で優秀者は軍曹、または曹長から翌年または翌々年の3カ月の勤務演習を経て予備役少尉に任官しました。



【写真】四谷の駅付近を教練服装で行進する学徒の姿

1933（昭和8）年には入営から3カ月後に選抜を受けるように改定されました。同時に、それまでの経費自弁が廃止されます。10カ月在営者は200円、1年在営者は240円を納めていた制度がなくなります。

1936（昭和11）年では、約1万4000名が志願しました。甲種は同3500名、乙種に2500名が採用されます。士官になったのは25%であり、下士官は18%にしか過ぎず、残りの57%は兵として現役を終えたのです。

同じように、戦時中に「動員」された学徒も、高学歴だといって誰もが幹部になれたわけでもありません。戦争映画などで扱われるような学徒は予備将校ばかりだったというのは軍隊の能力重視の真実を歪めるものです。